

船舶事故調査報告書

令和5年10月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（灯浮標）
発生日時	令和4年12月29日 05時07分ごろ
発生場所	京浜港横浜第2区本牧ふ頭東方沖 横浜本牧防波堤灯台から真方位129°1,280m付近 （概位 北緯35°26.1′ 東経139°42.0′）
事故の概要	遊漁船 ^{マリシニア} MALICIAは、南進中、灯浮標に衝突した。
事故調査の経過	令和5年1月4日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	遊漁船 MALICIA、1.5トン
船舶番号、船舶所有者等	235-48217神奈川、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 3人（船長及び釣り客2人）
損傷	本船 右舷船首部に破口 灯浮標 浮体胴板及び ^{やぐら} 檣支柱に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風速 約1.5m/s、視界 良好 海象：海上 平穏 日出時刻：06時50分ごろ
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客2人を乗せ、遊漁の目的で、手動操舵により約18ノットの対地速力で南東進していた。</p> <p>船長は、船首方に新本牧ふ頭建設工事の警戒船を視認したので、同工事区域を通過したと思って右舵を取って南進したところ、同工事区域を示す灯浮標（以下「本件灯浮標」という。）を右舷船首至近に認め、直ちに左舵を取ったものの、本船の右舷船首部が本件灯浮標に衝突した。</p> <p>船長は、右額切創及び全身打撲を、釣り客2人は、腰椎捻挫及び右足捻挫等をそれぞれ負った。</p> <p>本船は、船長が船舶所有者に連絡し、警戒船の乗組員が本事故の発生を118番通報したのち、自力で定係地に戻った。</p> <p>船長は、警戒船に意識を向けていて、右舷船首方の本件灯浮標に気付かなかったと本事故後に思った。</p> <p>警戒船の乗組員は、本船が本件灯浮標付近に向かっていることに気付いたが、注意すると苦情を言われると思い、注意しなかった。</p>
分析	本船は、南進中、船長が、警戒船を視認したので、工事区域を通過したと思って右舵を取って南進したことから、本件灯浮標に向かっていることに気付かず、本件灯浮標を右舷船首至近に認め、直ちに左舵を取ったものの、本件灯浮標に衝突したものと考えられる。

原因	本事故は、夜間、南進中、船長が警戒船を視認したので、工事区域を通過したと思って右舵を取って南進したため、本件灯浮標に向かっていることに気付かず、本件灯浮標に衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、航行中、一方向のみに視線を向けることなく、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。・ 警戒船の乗組員は、灯浮標などに衝突するおそれのある船舶を認めた場合、躊躇なく注意喚起すること。